

## 学校における薬の取り扱いについて（令和5年3月3日）

### 1. 学校における薬の取り扱い

- (1) 薬は医師が処方したものに限り、市販薬や症状に応じて判断を要する薬はお受けできません。
- (2) 児童生徒の薬の管理については、担任が確認した後、保健室で預かり保管します。
- (3) 保護者からの依頼に基づき、教職員は児童生徒が薬を使用することを介助します。
- (4) 教職員の介助を必要としない場合であっても、下記の提出書類の提出をお願いします。

### 2. 必要な提出書類等

【●：必ず提出 ○：必須ではないが必要に応じて提供を求める】

	薬の例	服薬指示書 (医師記入)	服薬依頼書 (保護者記入)	薬の説明書 コピー可	薬の 預かる量
日常的な薬	抗けいれん薬、抗喘息薬、向精神薬など、毎日定時に使用する薬	●	●	●	1週間分
一時的な薬 ※1	風邪薬や花粉症などの薬や、目薬、塗り薬など、短期間で一時的に使用する薬	○	● ※1	●	1日分
緊急時の薬 (座薬、頓服)	てんかん発作時の座薬・口腔用液ブコラム®、向精神薬など、緊急時にやむを得ず使用する薬	●	●	●	数日分 (要相談)

菊池支援学校のホームページ「メニュー」→「保健室より」に服薬依頼書等の様式を掲載していますので御活用ください。

### 3. 注意事項

- (1) 服薬時間について、主治医に相談のうえ、学校生活時間以外に変更できるものがあればご協力ください。  
(1日3回の薬を1日2回(朝・夕)にしてもらう、服薬時間を朝・下校後・就寝前の3回にする等)
- (2) 薬は1回分ごとにまとめ、日付、児童生徒名を記入して持たせてください。  
(例)
 

服薬の日付と氏名を記入



○月×日 氏名

薬が複数ある場合は、ひとつの袋にまとめる。
- (3) 初めて処方された薬は、副作用が出る可能性があるため、必ず一度、御家庭で服用されてください。
- (4) 宿泊を伴う学校行事の場合は、事前の健康調査を実施した後、必要に応じて対応します。
- (5) 薬の内容(種類や量など)に変更があった場合は、上記書類を再提出してください。
- (6) 医師の処方による服薬が困難であると考えられる特例事案の場合(器質的異常のない生理痛、虫刺されの予防薬、旅行用の酔い止め、冬の乾燥予防等)は御相談ください。

#### ※1 急な服薬依頼がある場合

- ・ホームページ上の服薬依頼書をダウンロードし提出いただくか、初日のみ連絡帳での依頼でも対応します。
- ・連絡帳での依頼の場合は、必要事項(※2)を必ず御記入ください。  
翌日以降も続けて依頼する場合は、「服薬依頼書」をお渡ししますので、御記入のうえ提出ください。

#### ※2 連絡帳記入例(必要事項)

- ・病名(症状)
- ・薬を飲む時間と期間
- ・薬の名前量
- ・服薬の際の注意事項